

再講習受講期限延長承認者の再延長について

再講習受講延期延長承認者を対象として、新型インフルエンザ等（新型コロナウイルス）の影響で今年度の再講習を受講できない場合に再延長の申請が行えることとなりました。

1 対象者

令和元年度に再講習受講期限延長申請を行い、延長承認書の延長期限が令和3年3月31日と記載されている方が対象となります。

2 対象講習の種別

- ・ 消防設備点検資格者 受講期限の再延長
- ・ 防火対象物点検資格者 受講期限の再延長
- ・ 防災管理点検資格者 受講期限の再延長
- ・ 可搬消防ポンプ等整備資格者 受講期限の再延長

3 再延長の理由

新型インフルエンザ等（新型コロナウイルス）及びそのまん延の影響で延長承認期限までに再講習を受講できない場合。その他の理由は認められません。

（例）

- ・ 受講しようとする講習会場が新型コロナウイルスの影響で定員数が削減され満席となり受講できなかった。
- ・ 会社の方針で再講習受講の出席ができなかった。
- ・ 受講しようとした講習日がコロナウイルスの影響で変更となり、変更日の都合が悪く受講できなかった。

4 再延長の期限

再講習受講期限延長承認書の延長期限から更に1年間以内

5 再延長の申請期限

延長承認期限が終了する令和3年3月31日までに郵送により申請してください。

*受付は令和2年11月1日以降となります。

6 再延長申請方法

日本消防設備安全センターのホームページから再講習受講期限の再延長申請書をダウンロードし、必要事項を記載し郵送してください。

*留意事項は、ダウンロードした再延長申請書に掲載されております。